

入札心得

- 1 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 2 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施工についての必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 入札書の宛名は理事長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。)自ら投函する。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱う。
 - ア 入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。)が記載され押印のある入札書により入札する場合は委任状の提出を必要としない。
 - イ 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。(1回目において落札者がいない場合は、再度入札する。)
 - (4) 落札者となる額の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
 - (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

また、(8)イによる参加資格喪失届が受理された場合は、その者の応札は無効として取り扱う。
 - イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - エ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - カ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - キ 記名、押印を欠く入札をしたとき。
 - ク 入札書における誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - ケ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

ア 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。

イ その他入札の執行を妨げたとき。

(7) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(8) 入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとする。

ア 一般競争入札においては、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、価格競争入札にあっては入札書受付開始日時までに、やむを得ないと認められる場合に限り、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができる。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は8時30分から17時まで（土日祝日を除く））により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届を提出しなければならない。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は8時30分から17時まで（土日祝日を除く））により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。

(9) 落札決定までの期間は、落札者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

また、落札者以外の者で、落札決定までの期間に他工事を落札するなどした結果、当該工事の参加資格を喪失した場合は、その者は速やかに当該工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

(10) 入札に際して工事等内訳書を提出することとし、工事等内訳書には、数量、単価、金額等を記載しなければならない。なお、提出した工事等内訳書の不明な点を説明できない者は失格とする。

ア 工事等内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については無効とする。

- ① 工事等内訳書を提出しないとき。
- ② 工事等内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- ③ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき。
- ④ 記載すべき項目が欠けているとき。
- ⑤ その他不備があるとき。

イ 再度入札時に係る工事等内訳書の提出は不要とする。

ウ 工事等内訳書は返却しません。

エ 工事等内訳書の差換え、再提出は認めない。

(11) 共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければならない。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出しなければならない。

- (12) 建設工事で専任を要する主任技術者等については、参加申請受付の最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合や、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- (13) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。
- ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき。
 - イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談したことが認められたとき。
 - ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示したことが認められたとき。
 - エ (8)ア又は(8)イで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められるとき。
- (14) 落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。）が契約を締結するまでに三重県から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- また、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は契約の締結を保留する。
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。
 - イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。
 - ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。
- (15) 入札心得に定める規定により、落札決定を保留し又は契約を解除又は締結しない場合は、当法人は一切の損害賠償の責を負わない。
- (16) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭など個別では受け付けない。
- 3 入札をした者は、入札後において、この入札心得及び設計図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 4 当該入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(別 紙)

入札書等の記入について

1. 「入札心得」を熟読のうえ、入札に御参加ください。
2. 入札書の「履行場所」の欄には 「三重県伊賀市腰山地内及び愛田地内」と記入してください。
3. 下記の封筒記入例を参照してください。

<封筒記入例>

【表】

社会福祉法人青山福祉会	
理事長 小竹 紀忠 様	
<u>工事等の名称</u> _____	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 名	印

【裏】



